

○避雷設備の指定

(平成4年12月6日消防告示第2号)

改正経過 平成19年1月 消防告示第4号

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)第17条の規定に基づき、避雷設備を次のように指定する。

避雷設備は、J I S A4201-2003(建築物等の雷保護(避雷針))によること。

附 則 [平成19年1月30日消防告示第4号]

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に設置され又は設置の工事がされている避雷設備のうち、この告示の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。